

議案第63号

葛飾区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年9月15日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

印鑑の登録の申請をする者が本人であることを保証することができる者について、葛飾区において既に印鑑の登録を受けている者から区市町村において既に印鑑の登録を受けている者とするほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区印鑑条例の一部を改正する条例

葛飾区印鑑条例（昭和50年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第2号中「葛飾区」を「区市町村」に改める。

第19条の2中「個人番号カード（」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち」に改め、「以下「個人番号カード」という。」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。